



トピックス

屋外広告物を活用したまちづくり ～ 広告付きバス停留所の整備促進による公共交通活性化 ～

茨城県土木部都市局都市計画課 主任 大山 善之

■はじめに

広告板を添加したバス停留所上屋（以下、「広告付きバス停留所」）については、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」（平成15年1月 国土交通省通知）により一定の要件の下で設置が認められることとなって以降、政令指定都市等の大都市を中心に設置される事例が増えています。



広告付きバス停留所の例

■広告付きバス停留所の整備による効果

広告付きバス停留所は、上屋に添加した広告板から得られる広告料収入を、バス停留所上屋及びそれに付随するバスロケーションシステムやベンチ等の整備・維持管理費用に充てることを条件に設置が認められるものです。

広告付きバス停留所を整備することで、以下のような効果が見込まれ、また、公共交通の活性化につながるものと思われま

1. 交通事業者にとっての効果

バス停留所上屋の整備・維持管理費の負担が軽減される。

2. バス利用者にとっての効果

これまで駅前や幹線道路沿いなどの一部のバス停にしかなかった上屋の整備が促進されることで、安全で快適な環境でバスを待つことができる。

3. 地域・行政にとっての効果

適切な維持管理が行われることで、都市景観・美観の向上につなげることができる。

■広告付きバス停留所の設置に当たっての課題

広告付きバス停留所の設置に当たっては、道路法による道路占用許可を受けるほか、茨城県屋外広告物条例（独自に屋外広告物条例を定めている市町村にあっては各市町村屋外広告物条例）の基準に合致させ、屋外広告物設置の許可を受ける必要があります。

なお、茨城県屋外広告物条例施行規則には、バス停留所上屋に設置する屋外広告物の許可基準に関する定めが無いため、広告付きバス停留所の設置を認めるためには、今後新たに許可基準を定める必要があります。

この点、広告付きバス停留所は、歩行者や車の運転手や同乗者の目線と同じ高さ広告物が位置するため、広告としての効果が高い反面、景観に与える影響も大きいと考えられることから、許可基準の制定に当たっては、設置できる場所や大きさ、色彩等の制限などについて、専門家の意見も交えながら慎重に検討を進める必要があります。

■おわりに

本県は、交通手段の自家用車への依存率が高く、公共交通の利用率が他県と比較すると低いという特徴がありますが、将来にかけて人口減少・少子高齢化がより一層進むことが予測される中、路線バスなど公共交通を維持するとともに、さらに利便性を高めることが重要な課題となっています。

屋外広告物を活用したバス停留所上屋の整備促進は、これらの課題の解決の一助となるものと考えており、本県においても、景観と調和する形での許可基準の早期制定に向け、積極的に検討を進めていきたいと考えております。

